



[英国]ニューラルネットワークの保護適格要件を緩和へ ～欧州でのAI発明の権利化に大きな変化～

1. 要点

- 欧州特許庁(EPO)では、AI及び機械学習は、(1)計算モデルやアルゴリズムであり、抽象的な数学的性質を有するため、特許保護の対象に含めていない、(2)様々な技術分野で応用が見つけれられる場合には特許対象となる。イギリス特許庁(UKIPO)も同様の基準を適用。
- 2023年11月、イギリス高等裁判所は、人工ニューラルネットワーク(ANN)自体がコンピュータプログラムではないため、「コンピュータプログラム」に係る特許不適格事由の対象外となると判示。UKIPOは上告せず、UKIPOの審査実務が大きく変化する。
- 欧州のうち、少なくとも英国ではAI発明の権利化の可能性が高まる。

2. Emotional Perception AI Ltd v Comptroller-General 判決

- UKPTOは、コンピュータプログラムが特許不適格事由に該当するとの理由でANN発明を拒絶。その決定に対して高等裁判所に上訴される。
- UK高等裁判所は、「ANNは、コンピュータプログラムではなく、特許不適格事由の対象外となる」と判示、UKPTOによる決定を覆す。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。